

# JCSS校正申込書 力(一軸試験機)・長さ(ハイトゲージ)

日本計測システム株式会社 JCSS校正部 御中 年 月 日

申込者 社 名 : \_\_\_\_\_  
 (証明書送付先) 申込者名 : \_\_\_\_\_  
 住 所 : 〒 \_\_\_\_\_  
 電話番号 : \_\_\_\_\_ FAX番号 : \_\_\_\_\_

別紙「お申込みにあたっての注意事項」を了承し、一軸試験機のJCSS校正を下記条件に基づいて申し込みます。

試験機の名称		試験機の型式	
製造者名		製造番号	
<input checked="" type="checkbox"/> 力のJCSS校正  校正の内容	<input type="checkbox"/> 前回のJCSS校正証明書番号(力) [ _____ ]と同じ <input type="checkbox"/> 標準(日本計測システムの標準的な校正ポイント) <input type="checkbox"/> 以下に記載 校正する力の方向やCH、ポイントを指定したい場合にご記入ください。		
	荷重値の調整 <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 希望する(日本計測システム社製試験機のみ)		
<input type="checkbox"/> 長さのJCSS校正(別料金)	<input type="checkbox"/> 前回のJCSS校正証明書番号(長さ) [ _____ ]と同じ <input type="checkbox"/> 新規申し込み		
長さの調整	<input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 希望する(日本計測システム社製試験機のみ)		
証明書の言語	<input type="checkbox"/> 和文 <input type="checkbox"/> 英文 <input type="checkbox"/> 和文+英文(別料金) ※英文証明書を希望される場合、通信欄に英語による社名・住所等の記載をお願いします。		
申込者と異なる場合のみご記入ください。(所有者及び設置場所は校正証明書に依頼者及び校正の実施場所として記載されます)			
所有者(依頼者)	社名		
	住所	〒 _____	
設置場所(校正の実施場所)	社名		
	住所	〒 _____	
通信欄 証明書送付先や請求先が申込者と異なる場合など 連絡事項を記載してください。			

※以下弊社記入欄

申し込み内容についての特記事項(受け日、顧客側担当者名及び記入者の印又はサインをすること)

受付日	受者	力の校正日	校正証明書番号	J部長確認	校正手数料
		長さの校正日	校正証明書番号	J部長確認	校正手数料

校正に使用する機器 JCSS校正手順書3.1. トランスファ標準器の準備の項目確認 <input type="checkbox"/> 相対分解能 <input type="checkbox"/> 有効期限 <input type="checkbox"/> 底面の傷、耐圧盤の変形 <input type="checkbox"/> 検出器の作動 <input type="checkbox"/> 水準器の確認 <input type="checkbox"/> 天秤の動作 <input type="checkbox"/> 受け皿、カゴの確認 <input type="checkbox"/> 重力加速度 <input type="checkbox"/> 仮校正証 <input type="checkbox"/> 温度・湿度・気圧計の確認			確認印
管理番号	秤量	その他の確認	
<input type="checkbox"/> ブロックゲージの有効期限及びキズ、錆 <input type="checkbox"/> デプスゲージの確認 <input type="checkbox"/> ダイアルゲージの確認 <input type="checkbox"/> セラミックベース			

## JCSS校正 お申込みにあたっての注意事項 力(一軸試験機)・長さ(ハイトゲージ)

### お申込み (力の校正)

1. 一軸試験機の校正は”校正場所の温度は10℃～35℃の範囲であること”と規定されています。試験機の設置環境温度が10℃～35℃の範囲内であることをご確認のうえお申込みください。環境温度が10℃～35℃の範囲を外れる場合は校正をお断りする場合があります。その場合でも旅費、人件費等は規定通りに請求させていただきますので、予めご了承ください。
2. 試験機がロードセル交換タイプで複数ロードセル(チャンネル)の校正を希望される場合は各ロードセル(チャンネル)毎にお申込みください。
3. 荷重値の調整は日本計測システム社製のものに限らせていただきます。調整を希望された場合は、調整を行う前に測定シリーズを1回実施し、その結果を別紙として報告いたします。ただし、調整前の測定シリーズを実施した結果、調整が必要ないと判断した場合は調整を実施せず、調整前の測定結果の報告もいたしません。
4. 日本計測システムの標準的な校正ポイントとは、その試験機の各レンジにおける20, 40, 60, 80, 100%の5ポイントとなります。例えば、HレンジおよびLレンジのレンジ切り替え式試験機の場合はHレンジ5ポイント、Lレンジ5ポイントを採取したものをひとつの校正証明書として報告いたします。
5. ご希望により20%未満で校正をご依頼される場合は、隣接する測定点の比率が2を超えない測定点をご指定ください。例えば、5%の測定点の校正をご依頼される場合、隣接する測定点の比率が2を超えないように10%の測定点を追加し、10%と5%の2箇所を測定点とする必要があります。この校正には測定点毎に別途料金が発生します。なお、測定点については機材の関係で対応不可の場合があります。また0.1N未満の校正には対応しておりません。
6. 校正を行った項目の校正値は、校正時の測定量を報告しております。校正証明書では、その測定量についてJIS B 7721の規格に基づいた等級判定を行います。なお、可否の判定は行っておりません。
7. 校正証明書における等級の判定とは別に校正値について判定をご希望される場合は、校正のお申込時に判定基準等をご相談下さい。対応が可能な場合、別紙にて判定結果を報告します。なお、判定結果の報告については別途料金が発生いたします。
8. 相対往復誤差の記載が不要である場合は、その旨を通信欄へ記載をお願いいたします。

### お申込み (長さの校正)

9. 長さ校正は力の校正に追加して当社規定の測定点[10, 20, 50, 100, 200, 400, 600, 800 (mm)]で低い順に5点以上]で実施するものです。長さのみの校正には対応しておりません。又、長さ校正は別途料金が発生いたします。
10. 長さの調整はデジタル的なスパン調整のことを指し、日本計測システム社製の試験機のみが対象となります。調整を希望された場合は、調整を行う前に測定シリーズを1回実施し、その結果を別紙として報告いたします。ただし、調整前の測定シリーズを実施した結果、調整が必要ないと判断した場合は調整を実施せず、調整前の測定結果の報告もいたしません。なお、上下耐圧盤の平行調整は試験機の良好な作動状態を維持するために行なうもので、調整の有無にかかわらず必要に応じて実施いたします。この平行調整を希望されない場合はその旨を通信欄へ記載をお願いいたします。
11. 長さ校正は“JIS B 7738 コイルばね圧縮・引張試験機の検証”に規定された上下圧縮板が装着されていることが必要です。ご確認のうえお申込みください。
12. 長さ校正では“校正場所の温度は11℃～34℃の範囲であること”と規定されています。試験機の設置環境温度が11℃～34℃の範囲内であることをご確認のうえお申込みください。環境温度が11℃～34℃の範囲を外れる場合は校正をお断りする場合があります。その場合でも旅費、人件費等は規定通りに請求させていただきますので、予めご了承ください。

### お申込み後

13. お客様が本申込書の申込者控を受領後、その内容を変更しようとする場合は速やかにご連絡ください。この場合の校正料金、終了予定日等について改めて協議させていただきます。校正開始後の変更または中止の場合はそれまでの実費を請求させていただきます。
14. 校正は当社が規定した校正手順に基づいて行います。この校正手順に定める校正方法のうち、JIS又は国際規格等によって校正方法が定められているものは、その校正方法に準拠しております。
15. 校正料金の見積額及び終了予定日は、標準工程に基づいたものです。校正の目的を達成するために校正内容の変更又は追加を行う必要が生じた場合は、当社は校正料金の見積額及び終了予定日を変更できるものといたします。

### 校正の結果等

16. 試験機に貼付される校正証ラベルは、発行された「校正証明書」の校正項目についてのみ校正されたことを意味し、その試験機が有する全ての機能について校正されたことを意味するものではありません。なお、校正証ラベルには力の校正を実施した年月日が記載されます。年月までの記載を希望される場合はその旨を通信欄へ記載をお願いいたします。
17. 校正結果に関する異議・苦情等は、内容を調査・審議したうえで、その結果は必要に応じて文書により回答させていただきます。

### 免責事項

18. 天災地変、その他不可抗力により、校正の履行及び証明書等の発行ができなくなった場合、当社はその責めに任じないものといたします。
19. 当社の責めに帰すことができない事由(改善、要修理等)が発生した場合は、事後の処理について協議させていただきます。この場合、校正料金、終了予定日等を変更できるものといたします。

### 機密保持

20. この校正で知り得た情報は機密事項とし、第三者へ開示いたしません。ただし、法律で要求された場合や、契約上の取決めで認められた場合はその限りでなく、また法律で禁止されない限り、当該情報の提供について速やかに御連絡いたします。なお、認定機関による当社JCSS校正部の審査時における審査員への開示はその責を免れるものといたします。

### 個人情報の取り扱い

21. お申込いただいたお客様の個人情報は、校正業務に係るご連絡並びに当社の商品案内や各種情報の提供に限り利用させていただきます。

### その他

22. 上記に記載のない事項あるいは疑義が生じた場合は、当社及び申込者は協議のうえ解決にあたるものといたします。

以上